

補 充 意 見 書

平成22年11月22日

情報公開・個人情報保護審査会御中

審査請求人 宮部 龍彦

1 補充理由説明書第1総論について

(1) 1独立した一体的な情報の取り扱いについて

補充理由説明書が引用する、最高裁平成8年（行ツ）第210号、第211号平成13年3月27日第3小法廷判決、最高裁平成9年（行ツ）第136号、第137号平成14年2月28日第1小法廷判決が、行政機関の長が独立した一体的な情報を更に細分化して部分開示を行う義務がないことを判示したものであることは認める。

念のため説明すると、審査請求人による天津地方法務局に対する個人情報開示請求は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号、以降「法律」という）に基づいて行ったものである。法律第5条第2項は開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に関しては、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述を除いて開示することを行政機関の長に義務付けており、少なくとも法律第14条第2項に該当する情報に関しては前述の判例は適用されない。

(2) 2人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報と、3当機関が実施した調査の内容に関する情報について

これら事務事業は本来は法務省設置法第4条第36号「人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること。」に基づいて実施されるべきものであるが、人権侵犯事件が発生したという事実がなく、また人権侵犯事件が発生するおそれも認められない。従って、本件文書は越権行為に係るものであり、法的保護に値するものではない。

また、人権侵犯事件の調査は犯罪捜査とは違い、任意的なものである。特に

本件では告発されるような事案は存在していない。補充理由説明書第1、3(3)で「調査の結果得られた証拠」であるとか「当機関が当該証拠を得ている」といったことが書かれているが、何を立証するための「証拠」なのか、事務事業との関連が不明である。

2 補充理由説明書第2各論について

(1) 文書2～5について

通報者が報復や不利益を受ける情報が法律第14条第7号に該当するということであるが、個人または法人が不利益を受ける情報は法律第14条第2号または同第3号が適用されるべきものである。

審査請求人が審査請求書5(2)イで説明しているとおり、本件では通報者が行政機関であるため、法律第5条第3号の柱書により不開示理由にはあたらない。また、通報自体が行政機関に所属する公務員が職務上行ったものと考えられるから、法律第5条第2号ハにより個人情報からは除外される。従って、通報者を推測させる他の情報も、不開示情報ではない。

(2) 通し番号6から25までの文書について

大前提として、これらの文書の内容も、これらの文書を大津地方法務局が「証拠」として取得した事実も、審査請求人が既に知っていることである。従って、これらの文書を開示することで、新たな情報を開示することにはならない。

また、補充理由説明書第2各論、3の説明の要点は、以下のとおりと考えられる。

ア 同和地区出身者が結婚、就職で差別される事案はいまだに後を絶たない。

イ 同和地区出身者は、その人の現住所、過去の住所、本籍が「部落地名総鑑」に書かれた地名であるかどうかで判別または推測できる。

ウ その根拠は、平成17年ころ、行政書士らが戸籍の不正請求を行った

からである。

エ 書いてある地名が同和地区でなくても、「部落地名総鑑」に類似するものは部落差別を助長する。

審査請求人が把握する限り、同和地区の場所は公知のもので、同和対策事業で建設された隣保館、集会所、改良住宅、納骨堂等の位置から容易に特定できるものである。また、既に意見書と共に提出している通り、大阪市では大阪市同和事業促進協議会（現大阪市人権協会）が「部落地名総鑑」を出版していたので、同和地区の区域が詳細に分かるようになっている。

とすると、そこに住むと結婚、就職で差別されると諮問機関が認める地域というものは容易に識別可能である。例えば不動産取引において、自殺者が出た物件でさえ事故物件として告知義務があることを考慮すると、そこに住むと結婚、就職で差別されると行政が認めるような物件であることを購入希望者に告知することは正当であるどころか、義務であるように考えられる。

別の見方をすると、諮問機関は「部落地名総鑑」に書かれた地域に住む住民の権利利益を守ろうとしているのではなく、「部落地名総鑑」と呼ばれるものを不開示にする目的ありきで、「部落地名総鑑」に書かれた地域を貶めるような説明をしている。そのことによって「部落地名総鑑」が部落差別の代表例であると主張してきた諮問庁とその背後にあるもの（部落解放同盟をはじめとする圧力団体とその関係者）の面子を守ることが、諮問庁のいう「事務の適正な遂行」や「国民からの信頼」であると考えざるを得ない。

例えば、偽の「部落地名総鑑」は不開示としながら、事実上の鳥取市の同和地区一覧である、「鳥取市地区会館管理規則」（文書37）や、審査請求人が紹介した、グーグル・サーチエンジンを使って自治体のウェブサイトに掲載された同和地区の地名を検索する方法（文書40、

41)を開示していることは、本当の不開示理由が特定居住者等を差別から守るためではないことを証明するものである。本当の不開示理由は、民間人が作成した偽の「部落地名総鑑」を黒塗りにして差別文書であると認定しても行政側の面子がつぶれることはないが、文書37、文書40、41のような行政が作成した文書を黒塗りにすることは、行政が正真正銘の同和地区一覧を公開していることを認めることになり、行政側の面子が潰れてしまうので、黒塗りにしていないというだけのことである。

なお、審査請求人の認識としては、過去に同和地区指定されていた地区と言っても現状は様々であり、それを一般化して「結婚、就職で差別される」と言うことはできない。また、戸籍に書かれた本籍地と同和地区出身は全く無関係である。参考として、審査請求人の住所と本籍地が書かれた運転免許証のコピーを添付するので、必要であれば、本当に本籍地で人を差別できるものかどうか、大津地方法務局が開示した文書にある「鳥取市地区会館管理規則」と照合するか、あるいは鳥取市をはじめとする関係自治体に問い合せて同和地区出身者かどうか確認していただきたい。

根本的な問題として、国による同和対策事業は2002年に集結しており、少なくとも国の立場としては「同和地区」は存在していないし、同和地区住民を判別することは実務的に不可能な状況となっている。また、国の同和対策事業は属地主義であり、「同和地区出身者」と呼ばれる穢多や非人に類するような属人的な身分は明治4年8月28日太政官布告(488号、489号)により廃止されて以降、存在したことはない。

補充理由説明書第2各論(2)オで、大津地方法務局が証拠として取得した偽の「部落地名総鑑」の内容を開示すると、審査請求人がそのことをブログで公表するのではないかとすることを危惧しているが、現に「部

「部落地名総鑑」は審査請求人が保有しているもので、現在も公開を続けているため、開示・不開示の違いは、審査請求人が再度「部落地名総鑑」をブログで紹介するかどうかということに影響を及ぼすものではない。意見書3で説明している通り、開示であれ不開示であれ、「部落地名総鑑」の中味を改めて示しながら、行政の判断理由をブログで公表するだけである。

(3) 通し番号26から20, 33, 34, 42の文書について

職員が率直にやりとりした文書には、時には放言や失言の類が含まれている可能性があり、そういったものまで含めて開示してしまうことは法律の趣旨に反するものであることは審査請求人も理解することである。しかし、本件の場合には越権行為であるので法的保護に値しないというのが審査請求人の意見である